

令和2年度山形県若手大工育成支援プログラム支援対象者及び 令和2年度山形県若手大工技能習得サポート事業募集要領

(新型コロナウイルスの感染状況によっては、内容に変更がある場合があります。変更がある場合は、別途ご案内いたします。)

山形県県土整備部建築住宅課

山形県では、若手大工の育成を図るため、入職から概ね5年間においてキャリア形成を集中的に支援する若手大工育成支援プログラムを定めるとともに、山形県若手大工技能習得サポート資金を交付し、技能習得等に係る負担の軽減及び入職した大工技能者の離職防止と新規入職者の増加を図ります。

- 1 若手大工育成支援プログラムへの参加者を支援対象者として認定します。
- 2 支援対象者のうち、大工技能者として継続して就業し、資格等取得した場合は、技能習得サポート資金を交付します。
- 3 プログラム修了時に技能習得等が認められる場合は、修了証を交付します。

1 支援対象者の認定基準

以下の全てを満たす大工技能者を支援対象者に認定します。

- ① 県内に本店又は支店を有し、業として木造建築物の建設を営む県内の大工・工務店において大工技能者として就業し、かつ県内に居住していること
- ② 令和元年5月1日から令和2年4月30日までに入職し、令和2年4月1日現在で40歳未満であり、かつ令和2年4月1日現在で大工技能者としての就業期間の合計が1年未満であること。
- ③ プログラム修了まで継続して就業し、技能習得に励むこと

2 サポート資金の交付要件

若手大工技能習得育成支援プログラムにおいて、支援対象者に認定され、次の表に該当する場合は、サポート資金の交付を受けることができます。

サポート資金交付対象者・交付額

交付対象者	交付額
(令和2年に認定を受けた方) 支援対象者のうち令和2年度が1年目となる者で、大工技能者として継続して就業し、サポート事業費資金交付要綱別表第2に定める技能講習等を1つ以上修了している者	定額 10万円

<p>(平成 30 年に認定を受けた方) 支援対象者のうち令和 2 年度が 3 年目となる者で、大工技能者として継続して就業し、二級建築大工技能検定に合格している者</p>	<p>定額 20 万円</p>
---	-----------------

(参考) サポート事業費資金交付要綱別表第 2

技能講習等	
1	特別教育
	<ul style="list-style-type: none"> ・足場の組立て等特別教育 ・自由研削用といしの取替え等業務特別教育 ・玉掛け特別教育 ・高所作業車運転特別教育 ・移動式クレーン特別教育
2	技能講習
	<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛け技能講習 ・フォークリフト運転技能講習 ・高所作業車運転技能講習 ・小型移動式クレーン運転技能講習 ・木材加工用機械作業主任者技能講習 ・足場の組立て等作業主任者技能講習 ・木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
3	安全衛生・能力向上・実務向上教育
	<ul style="list-style-type: none"> ・木造建築物解体工事作業指揮者等安全教育 ・丸のこ等取扱い作業従事者教育
4	その他
	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅省エネルギー技術（施工技術）講習

3 プログラムの修了基準

以下の全てを満たす支援対象者をプログラム修了と認定します。

- ① 令和 3 年 3 月末時点で 3 年以上継続して就業していること
- ② 二級建築大工技能検定に合格していること
- ③ 次のいずれかの技能習得が認められること
 - 1) 木造住宅のリフォーム工事の墨付け・手刻みの現場責任者ができる
 - 2) 簡単なプレカット材の在来軸組木造住宅の現場責任者ができる
 - 3) 簡単な在来軸組木造住宅の墨付け・手刻みの現場責任者ができる
 - 4) 在来軸組の注文住宅の墨付け・手刻みの現場責任者ができる
- ④ 二級建築大工技能検定合格後 2 年の実務経験を有していること

提出期間・提出方法

	提出期間 (土日・祝日を除く。郵送の場合は、 受付最終日の消印有効)	提出方法
1 支援対象者 認定申請	令和2年6月1日(月)～ 令和2年7月15日(水)	山形県庁建築住宅課又は各総合支庁 建築課に 持参
2-(1) サポート資金 交付申請(※)	1年目(令和2年度に認定を受けた方) 令和2年11月2日(月)～ 令和2年11月27日(金) 3年目(平成30年度に認定を受けた方) 令和2年12月1日(火)～ 令和2年12月25日(金)	以下のうちいずれか ●山形県庁建築住宅課又は各総合支庁 建築課に 持参 ●山形県庁建築住宅課へ 郵送
2-(2) サポート資金 実績報告	令和3年2月22日(月)～ 令和3年3月22日(月)	
3 プログラム 修了申請	令和3年2月22日(月)～ 令和3年3月22日(月)まで	

※ サポート資金交付募集定員

- 1年目 … 25人(予定)
3年目 … 平成30年度に認定を受けた方

提出窓口

山形県県土整備部建築住宅課：山形市松波2-8-1 12階
村山総合支庁建設部建築課：山形市鉄砲町2-19-68 6階
最上総合支庁建設部建築課：新庄市金沢字大道上2034 4階
置賜総合支庁建設部建築課：米沢市金池7-1-50 5階
庄内総合支庁建設部建築課：三川町大字袖東19-1 3階

申請書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。申請書類は、提出窓口、山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」より入手できます。

ホームページ名称	URL
山形県住宅情報総合サイト 「タテッカーナ」	http://www.pref.yamagata.jp/tatekana/

1 支援対象者認定申請

- ① 支援対象者認定申請書（プログラム実施要綱別記様式第1号）
- ② 顔写真1枚（縦3cm、横2.4cm）
- ③ 本人が確認できる書類等（運転免許証など）の写し
- ④ 勤務する大工・工務店の建設業許可通知書の写し
- ⑤ 勤務する大工・工務店との雇用関係が分かる書類等（雇用保険証、健康保険証、雇用契約書など）の写し
- ⑥ 誓約書（プログラム実施要綱別記様式第2号）

2-（1）サポート資金交付申請

- ① サポート資金交付申請書（サポート事業費資金交付要綱別記様式第1号）
- ② 振込口座の分かるもの（任意様式）
口座名義が申請者本人と異なる場合は、委任状（任意様式）

2-（2）サポート資金実績報告

- ① サポート資金実績報告書（サポート事業費資金交付要綱別記様式第3号）
- ② 就業実績調書（サポート事業費資金交付要綱別記様式第4号）
- ③ 技能習得等証明書（受講修了証、合格証など）の写し

3 プログラム修了申請

- ① プログラム修了申請書（プログラム実施要綱別記様式第6号）
- ② 継続就業及び技能習得に係る証明書（プログラム実施要綱別記様式第7号）
- ③ 二級建築大工技能検定合格証書の写し
- ④ 顔写真1枚（縦3cm、横2.4cm）（県による広報を希望する場合のみ）

認定基準及び申請書類については、「山形県若手大工育成支援プログラム実施要綱」及び「令和2年度山形県若手大工技能習得サポート事業費資金交付要綱」もご確認ください。

その他

1 技能習得の広報活動

プログラム修了された方は、顔写真、氏名、就業する大工・工務店名、技能習得の様子などを県がホームページなどでPRしますので、ご協力くださるようお願いいたします。

2 プログラム参加の辞退について

支援対象者は、プログラム参加を辞退しようとする場合又は認定基準を満たさなく

なった場合は、次の書類を提出してください。

- ① 辞退届（プログラム実施要綱別記様式第9号）
- ② 認定証（原本）

辞退する場合で、かつサポート資金の交付決定を受けている場合は、サポート資金交付中止（廃止）承認申請書（サポート事業費資金交付要綱別記様式第2号）を併せて提出してください。

3 サポート資金交付の中止又は廃止について

交付対象者の要件を満たさなくなった場合は、サポート資金交付中止（廃止）承認申請書（サポート事業費資金交付要綱別記様式第2号）を提出してください。

プログラム参加を辞退する場合は、辞退届（プログラム実施要綱別記様式第9号）に認定証を添えて提出してください。

4 問い合わせ先

山形県県土整備部建築住宅課 建築行政担当 TEL 023-630-2651